

処 分 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第15条第 2 項第 1 号
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第 1 項（処分移送通知）
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく処分の基準に関する規程」のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 （058－271－2424）
備 考：